

多気町指定給水装置工事事業者の廃止・休止または再開をする場合の手続き

◇ 手続きの流れ

1. 提出期限までに必要書類一式を提出してください。（郵送可）

※ 廃止の場合、『多気町指定給水装置工事事業者証』を返納してください。

◇ 提出書類

《事業の廃止の場合》・・・廃止の日から30日以内

1. 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）
2. 多気町指定給水装置工事事業者証（原本）

《事業の休止の場合》・・・休止の日から30日以内

1. 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）

《事業の再開の場合》・・・再開の日から10日以内

1. 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）

※ ただし、有効期限が過ぎた場合は新規指定の手続きが必要となります。

◇ 手数料

廃止・休止または再開の届出には手数料は不要です。